

高知工業高等専門学校レクリエーション委員会規則

制 定 昭和49年 7月13日

第1条 高知工業高等専門学校における教職員のレクリエーション活動の計画・実施及びその健全なる発展をはかるため高知工業高等専門学校レクリエーション委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総務課長、総務係長及び財務係長
- (2) 各学科において選出された者各1名
- (3) 総務課、学生課において選出された者各1名

第3条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は、総務課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によって定める。

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもつて決する。

第6条 役職指定以外の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会は、教職員のレクリエーションに関する事項を審議する。

- (1) 行事計画及び運営に関する事項
- (2) 福利厚生費及び共済組合厚生費の使用計画に関する事項
- (3) その他必要な事項

第8条 委員会は、レクリエーション活動に関し、必要に応じ実行委員を置いて実施を委嘱することができる。

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年9月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。